

福山市歴史的風致維持向上計画策定業務プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本業務は、文化財、景観、まちづくりなどの様々な取組と連携し一体性を持ち継続的に、地域に残る歴史的な伝統文化及び景観を守り生活環境の向上を図るとともにその活用を進めるため、2025年度（令和7年度）から2026年度（令和8年度）の2か年で、市内全域に残る歴史的風致を整理し、その価値の保存継承、活用方法を検討し、本市の歴史まちづくりのさらなる発展につながる計画を策定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

福山市歴史的風致維持向上計画策定業務

(2) 業務内容等

別紙「福山市歴史的風致維持向上計画策定業務仕様書」のとおり。

(3) 業務履行期間

契約締結の日から2027年（令和9年）3月31日まで

3 委託費

委託費の上限は11,200,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

4 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーションを行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

5 参加資格

本選定への応募にあたっては、この公告の日を基準日（次のうち、(3)を除く。）として、次に掲げる資格要件を全て満たす企業、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人
その他法人格を有する団体、個人事業主等、又は複数の団体等から構成するコンソーシアムが参加することができる。コンソーシアムで応募する場合は、全ての構成員が資格要件を満たす必要がある。

尚、コンソーシアムの各構成員は複数のコンソーシアムに所属することはできない。
また、コンソーシアムに所属しながら単独で参加することはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 2015年度（平成27年度）以降において、次に掲げる同種又は類似の業務を元請として完了した実績を有すること。（ただし、再委託による業務の実績は含まない。）

ア 同種業務

地方公共団体における歴史的風致維持向上計画の策定業務

イ 類似業務

地方公共団体における文化財や歴史的風致(活動・建造物)等を活用したエリアブランディングやまちづくりに関する検討または計画策定業務（文化財保存活用地域計画、文化的景観保存活用計画、文化的景観整備計画等）

6 参加申込の手続等

(1) 担当部局

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（本庁舎12階）

福山市経済環境局文化観光振興部文化振興課

電 話：084-928-1278

FAX：084-928-1736

E-mail：bunkazai@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

項 目	日 程
公告	2025年（令和7年）10月31日（金）
実施要領等の配付期間	公告の日から同年11月14日（金）まで
質問書受付期間	公告の日から同年11月12日（水）まで
質問書に対する回答	2025年（令和7年）11月13日（木）までに適宜、市ホームページに掲載する。
参加申込書の受付期間	公告の日から同年11月14日（金）まで
参加資格審査結果通知	2025年（令和7年）11月17日（月）
企画提案書の受付期間	2025年（令和7年）11月18日（火）から同年11月28日（金）まで
書面審査結果の通知	2025年（令和7年）12月5日（金）

(3) 実施要領等の配付期間、配付資料及び配付方法

ア 配付期間

2025年(令和7年)10月31日(金)から同年11月14日(金)まで(市の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

イ 配付資料 別表1及び別表2。

ウ 配付方法 本市ホームページからダウンロードすること。

(4) 質問書の受付及び回答の公表

ア 質問書提出期間

2025年(令和7年)10月31日(金)から同年11月12日(水)午後5時まで

イ 質問書の提出方法

質問事項がある場合は、質問書(別紙1)により、「6(1)担当課」に電子メールで提出すること。

なお、電子メール送信後は速やかに、電子メールが到達しているかどうか電話連絡により確認すること。

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、本市ホームページに2025年(令和7年)11月13日(木)までに適宜掲載する。

7 参加申込書の作成等

(1) 受付期間

2025年(令和7年)10月31日(金)から同年11月14日(金)まで(市の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで(郵送の場合は、必着。)

(2) 提出場所

6(1)の担当課と同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送(持参の場合は、受付期間のうち市の休日を除く午前8時30分から午後5時まで)

※提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び提出部数

次のア～サの書類を作成し、別紙受付票とともに各1部を提出すること。

ア 参加申込書(様式1又は様式1-2)

イ コンソーシアム届出書兼委任状(様式2)(コンソーシアムで申込をする場合に提出すること)

ウ 実績報告書(様式3)

エ 業務実施体制(様式4)

- オ 商業登記簿謄本（写しでも可）
- カ 市税の完納証明書（原本。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のない者は申立書（様式５）を提出すること。）
- キ 納税証明書（写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明したもの）
- ク 印鑑証明書（原本）
- ケ 使用印鑑届（様式６）（実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。）
- コ 委任状（様式７）（契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。）
- サ 誓約書（様式８）

※本市が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。

※参加申込書提出締切後にコンソーシアムの構成員の追加に係る変更はできません。

8 プロポーザル参加資格の確認

7で提出された書類をもとに参加資格の確認を行う。

（１）参加資格確認結果の通知

参加申込書の提出者全員（コンソーシアムの場合は代表構成員）に参加資格確認結果を電子メールで通知するとともに、２０２５年（令和７年）１１月１７日（月）付けで書面により通知する。

（２）参加申込者の提出者が１者のみ又はいない場合の取扱い

ア 参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

イ 参加申込書の提出者が１者のみの場合は当該１者について参加資格の確認を行う。

9 企画提案書の作成等

参加資格確認の結果、要件を満たしている旨の通知を受けた者は、次の項目について、企画提案書（様式９－１）及び企画提案書本文（様式１０）を作成すること。（コンソーシアムで申込をする場合は（様式９－２）及び（様式１０）を作成すること）

企画提案書本文（様式１０）は、１０枚以内、片面印刷とし、文字の大きさは１０ポイント以上（図表は除く。）、使用する言語は日本語、通貨は円とする。また、提案者が特定できる表記及び提案者が特定できるマーク社章は記載しないこと。

企画提案書の評価については「１０ 企画提案書の評価及び評価基準」のとおりとする。

企画提案書項目	提案内容
実施方針	業務実施に当たっての基本的な考え方や取組のポイント等を記載
実施手順	契約期間を通じた各業務のスケジュールを記載
実施体制	業務運営に係る実施体制（責任者・人員配置・役割分担等）を記載
企画内容	（１）仕様書の「第２ 業務内容等」の「１ 業務内容」のうち、(1)～(6)に掲げる各業務における視点や考え方、具体的な実施手法 （２）歴史的風致の維持向上に関わる、地域住民の意識向上を図るための取組みの提案

（１）受付期間

２０２５年（令和７年）１１月１８日（火）から同年１１月２８日（金）まで（市の休日を除く。）の午前８時３０分から午後５時まで（郵送の場合は、必着。）

（２）提出場所

６（１）の担当課と同じ。

（３）提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち市の休日を除く午前８時３０分から午後５時まで。）

※提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

（４）提出書類及び部数

ア 企画提案書（様式９－１又は９－２） １部

イ 企画提案書本文（様式１０） ７部

ウ 参考見積書（様式１１－１又は１１－２）（様式１１－３） 各１部

１０ 企画提案書の評価及び評価基準

９で提出された企画提案書をもとに、福山市歴史的風致維持向上計画策定業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）が書面審査を行い、評価する。

なお、提案書の提出が多数の場合は最終書面審査に先立ち、全提案の中から優れた提案５件程度を一次書面審査により選定することとし、その場合は、選定結果を各提案者に通知する。

上記の場合は、最終書面審査の日程を変更する場合がある。

（１）選考の結果、評価点の合計が同点の場合は、評価委員会委員の多数決等により順位を決定する。

（２）評価基準・評価項目

別表３「審査項目及び評価内容」のとおり

(3) 受注候補者の特定

評価委員会における評価を基に市長が本業務の受注候補者を特定する。

(4) 選定結果の通知

企画提案書の提出者全員に選定結果を、電子メールで通知するとともに、2025年（令和7年）12月5日（金）付けで書面により通知する。

なお、特定者に対する選定結果通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではないことに留意すること。通知後、福山市と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行う。

(5) 選定結果の公表

選定結果は本市ホームページに公表する。

(6) 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

ア 企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

イ 企画提案書の提出者が1者のみの場合は、書面審査にて受注候補者としての適否を審査する。書面審査において合計得点が5割に満たない場合には、不合格とする。

1.1 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上契約を締結するものとする。
- (2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため契約額が9（4）で提出した見積書の額と同額になるとは限らない。
- (3) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

1.2 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

1.3 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする。

- (2) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとする。
- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとする。
- (4) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。
- (5) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (6) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (7) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に、提出者に無断で使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (8) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (9) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- (10) 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (11) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を担当課に持参又は郵送、E-mailにより提出するものとする。
- (12) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (13) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ福山市との協議に基づいて決定するものとする。
- (14) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、福山市は契約を解除できるものとする。この場合、市に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (15) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、参加者に対して福山市は一切の責任を負わないものとする。
- (16) 参加者は、参加申込書の提出をもって、公告や実施要領等の記載内容に同意したものとする。

別表 1 プロポーザル説明資料

No.	書類（様式）名	入手方法
1	福山市歴史的風致維持向上計画策定業務プロポーザル実施要領（本紙）	市ホームページよりダウンロード
2	福山市歴史的風致維持向上計画策定業務仕様書	同上

別表 2 プロポーザル参加等に関する手続様式

No.	書類（様式）名	入手方法	説明
1	様式 1 又は 1－2 参加申込書	市ホームページより ダウンロード	参加申込時に提出
2	様式 2 コンソーシアム届出 書兼委任状	同上	参加申込時に提出
3	様式 3 実績報告書	同上	参加申込時に提出
4	様式 4 業務実施体制	同上	参加申込時に提出
5	様式 5 申立書	同上	必要な者のみ参加申込時に提出
6	様式 6 使用印鑑届	同上	必要な者のみ参加申込時に提出
7	様式 7 委任状	同上	必要な者のみ参加申込時に提出
8	様式 8 誓約書	同上	参加申込時に提出
9	様式 9－1 又は 9－2 福山市歴史的風致維持向上計画策定業務企画提案書	同上	企画提案書提出時に提出
10	様式 10 企画提案書本文	同上	企画提案書提出時に提出
11	様式 11－1 又は 11－2 参考見積書	同上	企画提案書提出時に提出
12	様式 11－3 内訳金額	同上	企画提案書提出時に提出
13	（別紙）質問書	同上	質問時に提出

別表3 審査項目及び評価内容

評価項目		評価の視点・判断基準	配点	小計
組織 評価	業務実績	同種・類似業務の実績等から、当該業務を遂行するのに必要な知識や経験の有無を評価する	／ 1 0	／ 1 0
	実施体制	当該業務の担当者数や配置、構成等から適切に業務を実施できる実施体制となっているか評価する。	／ 1 0	／ 1 0
業務 内容 評価	実施方針等	本業務目的の理解度や業務に対する姿勢について評価する。	／ 1 0	／ 1 0
	実施手順	実施スケジュール等から業務の実施手順や業務量の把握について妥当性を評価する。	／ 1 0	／ 1 0
	的確性	基本的事項の整理について、本市の歴史的風致の維持向上につながる着眼点や基本的な考え方が示されている。	／ 1 5	／ 7 5
		歴史的風致（活動・建造物）の情報収集の進め方について、具体的かつ効果的な実施手法が示されている。	／ 1 5	
		歴史的風致を維持向上するための着眼点、問題・課題点、解決方法等が示されている	／ 1 5	
	実現性	実績に基づく具体的かつ効果的な取組や手法が示され、実現性の高い提案となっている。	／ 1 5	
	独自性	知見や経験に基づき、地域住民の意識向上を図る提案が示されている。	／ 1 5	
参考 見 積	業務コスト の妥当性	提案内容、業務規模と照らし合わせて妥当性を評価する。	／ 2 5	／ 2 5
合計				／ 1 4 0